

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

① うきは市の人口構造

うきは市の総人口は 1955 年（当時は、吉井町、浮羽町の 2 町）の 42,675 人をピークに減少傾向を示している。1970 年代後半から 1980 年代前半には微増傾向を示したが、その後は一貫して減少しており、2010 年には 31,640 人となり、直近の 2018 年 3 月 31 日現在では 30,010 人となっている。

また、65 歳以上の人口が全人口に占める割合である高齢化率については、2010 年において 27.7% となっており、全国の平均が 23.1% であることから、うきは市においては相対的に高齢化が進んでいるといえる。なお、住民基本台帳による平成 27 年 3 月 31 日現在の高齢化率は 30.7%、直近の平成 30 年 3 月 31 日現在の高齢化率は 33.0% となっており、引き続き人口の高齢化が進展している状況となっている。

② うきは市の産業構造及び中小企業者の実態等

うきは市の産業構造について、産業別人口（大分類）でもっとも就業者数が多い業種は製造業（17%）、次いで卸売業・小売業（16%）、農業・林業（15%）、医療・福祉（13%）となっている。

次に、特化係数についてみると、農業・林業が 4.17 ときわめて高くなっており、次いで複合サービス事業の 2.26 となっている。このほか、1 を超える業種については、特化係数が高い順に医療・福祉、建設業、製造業となっている。農業については、うきは市の場合、江戸時代に灌漑用水が確保されて以降、大きく発展を遂げており、地域経済や産業振興を考える場合、特に注視していくことが求められる。

第 3 次産業の占める割合が高いのは、全国、福岡県と同様の傾向であるが、うきは市の場合、建設業、製造業の占める割合が高くなっていることが特徴的である。

次に、従業者数では、建設業、製造業においては、事業所数で見るとよりも全体に占める割合が高くなっている。このことは、両産業において雇用吸収力が高くなっていることを示すものである。同様に、事業所数に比べて従業者数の割合が大幅に高くなっている業種については、医療・福祉をあげることができる。

建設業において事業所数・従業者数の全産業に占める割合が、福岡県全体や全国と比較して高いことは、公共事業を中心とした土木工事、建設工事がうきは市の雇用を支える上で重要な役割を果たしているものと見ることができる。また、製造業については、企業誘致による大規模な工場の立地が寄与しているものと考えられる。

このようななか、中小企業の新たな設備投資に係る固定資産税特例が創設されたことに伴い、国の支援施策等一体となって市内企業の生産性革命を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

本市の中小企業・小規模事業者等を取り巻く少子高齢化や人手不足など厳しい環境を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者等の設備を生産性の高いものへと一新させ、本市産業の労働生産性の飛躍的な向上を目指す。これに向けて先端設備等を導入する事業者数について、3年間で30件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者等による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、本市内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種及び事業については、中小企業者等による幅広い取組を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

- ① 人員の削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。
- ② 設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行った上で評価する。

(2) 計画認定の対象としない事業

- ① うきは市税を滞納している者が計画する事業
- ② 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 市長が計画の認定を不相当と認める事業。

(3) その他

市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者等の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小企業者等は当該調査に協力する。